

令和5年3月27日

建設工事及び建設工事に係る委託業務における保証証書
(契約保証・前払金保証)の電子化対応について(お知らせ)

本市では受注者の事務負担軽減及び行政事務のDX推進を目的として、建設工事及び建設工事に係る委託業務における契約保証および前払金保証(中間前払金含む)について、令和5年4月1日以降に入札等を行うものから、保証証書の電子化(電子保証)を開始します。

なお、今回の保証証書の電子化については、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社並びに西日本建設業保証株式会社が発行する保証証書のみが対象となりますのでご了承ください。

なお、上記保証会社の証書も含めて、本手続きの実施以降も従来どおり書面による提出も可能です。

記

1 電子証書の対応が認められる対象

- (1) 契約保証
- (2) 前払金保証
- (3) 中間前払金保証

2 フロー

- (1) 受注者は、電子証書による契約を行った場合、保証会社が発行する「保証契約番号」及び「認証キー」を北広島市に提出して下さい。

【具体的手順】

〈契約保証の場合〉

・北広島市契約課に、「保証契約番号」及び「認証キー」を紙またはメールにて提出して下さい。

○会計室契約課(市役所3階): keiyaku@city.kitahiroshima.lg.jp

〈前払金保証及び中間前払金保証の場合〉

・北広島市契約課(上下水道事業は経営管理課)に「保証契約番号」及び「認証キー」を紙またはメールにて提出して下さい。なお、メールにて提出される場合は、発注課にも提出して下さい。

○会計室契約課(市役所3階): keiyaku@city.kitahiroshima.lg.jp

(市発注分)

○水道部経営管理課（市役所 4 階）：keiei@ city.kitahiroshima.lg.jp

（上下水道事業発注分）

○発注課：案件により異なりますので契約書送付時に、メールにてお伝え
します。

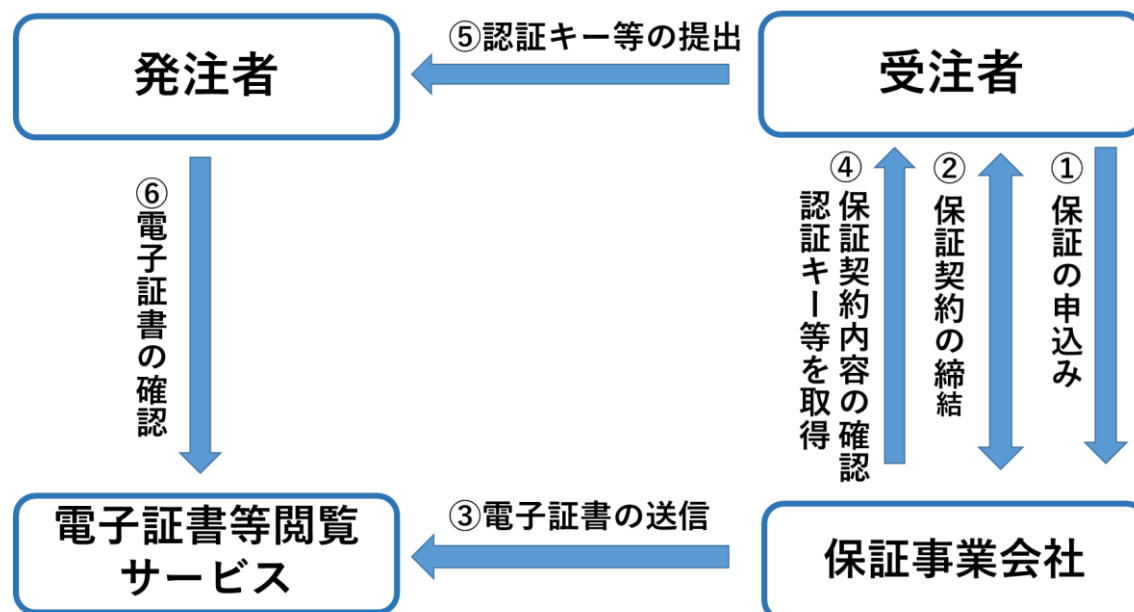
（2）北広島市は（1）の内容をもとに、電子証書等閲覧サービス（D-Sure）にアクセスし、保証内容を確認します。保証内容確認後、契約等の手続きを行います。

※D-Sure：北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社並びに西日本建設業保証株式会社が発行する電子化した保証証書を管理するプラットフォーム。日本電子認証株式会社において管理しています。

3 その他

- ・契約書等の必要書類提出時または提出後に「保証契約番号」及び「認証キー」を通知された場合、手続きに時間がかかる場合があります。
- ・令和 5 年 4 月 1 日以降、保証証書の写し、前払金使途内訳明細書、前払金使途変更申込書・承諾書の市への提出は不要となります。
- ・保証契約の内容を変更する際、当初に書面による提出があったものについては、電子保証の対象になりません。すべて書面での取り扱いになります。
- ・電子証書を、紙もしくはメールにより提出した場合は、保証証書の提出として認められませんのでご注意ください。

【電子保証仕組み図】



以上